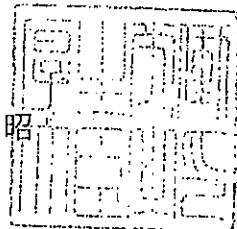


厚生労働省発食安0628第13号
平成22年6月28日

薬事・食品衛生審議会
会長 望月正隆 殿

厚生労働大臣 長妻昭



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、
下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準設定について

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチン

平成22年7月8日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

食品衛生分科会規程第8条第3項に規定する農薬・動物用
医薬品部会における決定事項の報告について

平成22年6月28日付け厚生労働省発食安0628第13号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンに係る食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめるとともに、下記のとおり議決し、食品衛生分科会規程第8条第1項の規定により当部会の議決をもって食品衛生分科会の議決としたので、同条第3項の規定に基づき報告する。

記

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンについては、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

(別添)

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチン

今般の残留基準の検討については、薬事法に基づく再審査申請がなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチン

(2) 用途：鶏／伝染性ファブリキウス囊病の予防

主剤は、弱毒伝染性ファブリキウス囊病ウイルス 2512G-61 株及び抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清である。本製剤（乾燥ワクチン）1バイアル（1,000 羽分）中に弱毒伝染性ファブリキウス囊病ウイルス 2512G-61 株が $10^{4.3} \sim 10^{5.7}$ EID₅₀ 及び抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清が $20 \sim 28 \times 10^3$ 中和活性単位含まれている。また、安定剤として、精製白糖が 400 mg、ラクトアルブミン水解物が 400 mg、L-グルタミン酸カリウムが 3.2 mg、リン酸二カリウムが 1.6 mg、リン酸二水素カリウムが 3.2 mg 及び保存剤として硫酸ゲンタマイシンが $200 \mu\text{g}$ （力値）含まれている。

(3) 適用方法及び用量

鶏卵及び鶏に対し、以下の要領で卵内接種あるいは皮下接種する。

①卵内接種

卵内接種では、乾燥ワクチンを日局生理食塩液で 1 羽当たり 0.05 mL になるように溶解し、自動卵内接種機を用いて、18～19 日齢発育鶏卵内に 1 個当たり 1 羽分を接種する。

②皮下接種

皮下接種では、乾燥ワクチンを日局生理食塩液で 1 羽分当たり 0.2 mL になるように溶解し、初生ひなの頸部皮下に 1 羽当たり 1 羽分を接種する。

(4) 諸外国における使用状況

本剤は、米国、カナダ、メキシコ等の国で承認されている。

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

再審査期間中に調査施設において認められた新たな副作用として、本製剤を卵内又は皮下接種した肉用鶏で大腸菌症による死亡が増加した症例が1件報告された。この死亡については、本製剤との因果関係は否定できないが、本製剤以外の要因の関与も除外できないと判断された。その後、同様の事例が認められていないことから本報告は安全性に懸念はないと判断された。また、卵用鶏における本製剤の安全性に言及した研究報告が2例あるものの、本製剤は大部分において肉用鶏に用いられるもので卵用鶏に本製剤を継続使用する農場は確認されず、使用成績調査でも特に安全性について問題は認められなかつたとされている。したがって、提出された資料の範囲において、調査期間に本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告はないと考えられた。

鶏伝染性ファブリキウス囊病については人獣共通感染症とみなされていない。本製剤に含まれている添加剤については、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。また、抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清については、SPF 鶏由来の血清であることが確認されており、本血清を鶏に接種することでヒトに対する安全性には問題はないと考えられる。

以上より、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

3. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

(参考)

これまでの経緯

- 平成21年11月20日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準に係る食品健康影響評価について要請
平成22年 5月13日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成22年 6月28日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成22年 6月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 青木 宙 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子 北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博 財団法人残留農薬研究所理事
斎藤 貢一 星葉科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
佐藤 清 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
志賀 正和 元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武 実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男 青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鰐渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授
(○:部会長)

(答申案)

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンについては、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

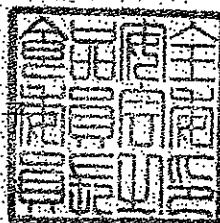


府食第383号

平成22年5月13日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直



食品健康影響評価の結果の通知について

平成21年11月20日付け厚生労働省発食安1120第5号をもって貴省から当委員会に意見を求められた鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

動物用医薬品評価書

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチン（バーサ・BDA）の再審査に係る食品健康影響評価について

2010年5月

食品安全委員会

目次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	2
○食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿	2
○要約	3
I. 評価対象動物用医薬品の概要	4
1. 主剤	4
2. 効能・効果	4
3. 用法・用量	4
(1) 卵内接種	4
(2) 皮下接種	4
4. 添加剤等	4
5. 開発の経緯及び使用状況等	4
II. 再審査における安全性に係る知見の概要	5
1. ヒトに対する安全性	5
2. 安全性に関する研究報告	5
3. 承認後の副作用報告	6
III. 再審査に係る食品健康影響評価	6
別紙：検査値等略称	7
参照	8

〈審議の経緯〉

2009年 11月 20日 農林水産大臣より再審査に係る食品健康影響評価について要請
(21消安第9092号)
厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について要請(厚生労働省発食安1120第5号)
関係書類の接受

2009年 11月 26日 第311回食品安全委員会(要請事項説明)

2010年 1月 27日 第121回動物用医薬品専門調査会

2010年 3月 25日 第325回食品安全委員会(報告)

2010年 3月 25日 より2010年4月23日 国民からの御意見・情報の募集

2010年 5月 11日 動物用医薬品専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

2010年 5月 13日 第331回食品安全委員会(報告)
(同日付け農林水産大臣及び厚生労働大臣に通知)

〈食品安全委員会委員名簿〉

(2009年7月1日から)

小泉 直子 (委員長)
見上 彪 (委員長代理*)
長尾 拓
野村 一正
畠江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常

* 2009年7月9日から

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員名簿〉

(2010年3月31日まで)

三森 国敏 (座長)
寺本 昭二 (座長代理)
石川 さと子 能美 健彦
石川 整 舞田 正志
小川 久美子 松尾 三郎
寺岡 宏樹 山口 成夫
天間 恒介 山崎 浩史
頭金 正博 山手 丈至
中村 政幸 渡邊 敏明

(2010年4月1日から)

三森 国敏 (座長)
寺本 昭二 (座長代理)
石川 さと子 福所 秋雄
石川 整 舞田 正志
小川 久美子 松尾 三郎
寺岡 宏樹 山口 成夫
天間 恒介 山崎 浩史
頭金 正博 山手 丈至
能美 健彦 渡邊 敏明

要 約

鶏伝染性ファブリキウス囊病（抗血清加）生ワクチン（バーサ・BDA）の再審査に係る食品健康影響評価を実施した。

提出された資料の範囲において、承認時から再審査申請時までの調査期間において本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられる。

鶏伝染性ファブリキウス囊病は人獣共通感染症とはみなされていない。本製剤に含まれている抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清については、SPF鶏由来の血清であることが確認されており、本血清を鶏に接種することでヒトに対する安全性には問題がないと考えられる。また、添加剤については、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

I. 評価対象動物用医薬品の概要

1. 主剤 (参照 1、2)

主剤は、弱毒伝染性ファブリキウス囊病ウイルス 2512 G-61 株及び抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス (I型) 鶏血清である。本製剤 (乾燥ワクチン) 1 バイアル (1,000 羽分) 中に弱毒伝染性ファブリキウス囊病ウイルス 2512 G-61 株が $10^{4.3} \sim 10^{5.7}$ EID₅₀ 及び抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス (I型) 鶏血清が $20 \sim 28 \times 10^3$ 中和活性単位含まれている。

2. 効能・効果 (参照 1、2)

効能・効果は鶏伝染性ファブリキウス囊病の予防である。

3. 用法・用量 (参照 1、2)

鶏卵及び鶏に対し以下の要領で卵内接種あるいは皮下接種する。

(1) 卵内接種 (参照 1)

卵内接種では、乾燥ワクチンを日局生理食塩液で 1 羽分当たり 0.05 mL になるように溶解し、自動卵内接種機を用いて、18~19 日齢発育鶏卵内に 1 個当たり 1 羽分を接種する。

(2) 皮下接種 (参照 2)

皮下接種では、乾燥ワクチンを日局生理食塩液で 1 羽分当たり 0.2 mL になるように溶解し、初生ひなの頸部皮下に 1 羽当たり 1 羽分を接種する。

4. 添加剤等 (参照 1、2)

本製剤 1 バイアル (1,000 羽分) 中に、安定剤として精製白糖が 400 mg、ラクトアルブミン水解物が 400 mg、L-グルタミン酸カリウムが 3.2 mg、リン酸二カリウムが 1.6 mg、リン酸二水素カリウムが 3.2 mg 及び保存剤として硫酸ゲンタマイシンが 200 µg (力値) 含まれている。

5. 開発の経緯及び使用状況等 (参照 3~5)

鶏伝染性ファブリキウス囊病 (Infectious Bursal Disease; 以下 IBD) は、IBD ウィルスに汚染された糞便等の摂取により経口感染する感染症で、ファブリキウス囊の腫脹又は萎縮を特徴とし、免疫抑制を惹起する。多くは移行抗体の消失に伴って発症し、3~5 週齢で最も感受性が高い。感染鶏は、一般症状の悪化に加え、軟便、白色水様下痢を呈する。感染率は 100 % に達し、死亡率は数% から数 10 % まで様々である。ひなは移行抗体により 2~4 週齢程度までは野外の IBD ウィルスの感染・発症を防御するが、移行抗体は生ワクチンの定着も妨げるため、移行抗体消失時期に生ワクチンを複数回接種することが必要となる。

本製剤は、弱毒IBDウイルス 2512 G-61 株に抗IBDウイルス鶏血清を混合することで IBD ウィルスの増殖が抑制され、また接種した鶏の移行抗体から保護されることになるため、結果として移行抗体保有鶏にも有効と考えられ、米国で開発された。本製剤は、18~19 日齢の発育鶏卵内に 1 回接種することで、移行抗体の有無又はその高低にかかわ

らず、鶏に十分な免疫を賦与することが可能となることに加え、自動卵内接種機の使用による省力化、コマーシャル農場におけるIBDワクチン接種が不要となること等の利点から、日本においても開発され、2000年5月に承認された。また、自動卵内接種機を導入していない孵化場も多いことから、2002年1月に本製剤の用法に初生ひなでの頸部皮下接種が用法に追加して承認された。今回、それぞれの用法において所定の期間（6年間¹⁾）が経過したため、卵内接種については2006年8月、頸部皮下投与については2008年4月に再審査申請が行われたものである。

なお、本製剤はアメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、タイ及び韓国において承認を受け、市販されている。なお、日本とアメリカを除く国では卵内接種及び皮下接種の両用法は同時に承認されている。

II. 再審査における安全性に係る知見の概要

1. ヒトに対する安全性（参照1、2、6~11）

IBDは、鶏を主要な宿主とする感染症で、人獣共通感染症とはみなされていない（参照1、2）。本製剤に使用されている添加剤のうち、安定剤として使用されている精製白糖及びラクトアルブミン水解物、保存剤として使用されている硫酸ゲンタマイシンは、動物用医薬品の添加剤として過去に食品安全委員会において評価されている（参照6~8）。安定剤として使用されているL-グルタミン酸カリウム、リン酸二カリウム及びリン酸二水素カリウムはいずれも食品添加物として使用されており（参照9）、JECFAにおいてL-グルタミン酸カリウムはL-グルタミン酸並びにアンモニウム、カルシウム、ナトリウム、マグネシウム及びカリウム塩のGroup ADIとしてADIを特定しない物質と評価され（参照10）、リン酸二カリウム及びリン酸二水素カリウムは全ての摂取源からのリンとしてのGroup MTDIが70 mg/kg体重/日と評価されている（参照11）。また、抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清については、SPF鶏由来の血清であることが確認されており、本血清を鶏に接種することでヒトに対する安全性には問題がないと考えられる。

以上のことから、本製剤に含まれている添加剤等は、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、ヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。

2. 安全性に関する研究報告（参照4、5、12、13）

調査期間中に、MEDLINEを含むデータベース検索の結果、安全性に関連して二つの文献が検索され、本製剤の安全性について言及されている。

一つめの文献（2002年）は、野外での卵用鶏を用いた本製剤の野外接種試験（18日齢発育鶏卵内接種、初生ひな皮下接種）及び追試の実験室内接種試験（初生ひな皮下接種後同居感染試験）で、野外接種試験では両群において28~35日齢でIBD症状での死亡（40/3,500例：卵内接種、24/3,400例：皮下接種）が認められ、実験室内接種試験においては、ファブリキウス囊に高度の障害を起こし、また、同居鶏に水平感染を高頻度

¹⁾ 本製剤は同一のものであるが、投与経路が異なるためそれぞれ新医薬品として承認されたため、再審査期間はどちらも6年間とされた。

に起こしたため、本製剤は卵用鶏に対して病原性が強いのではないかと推察された。

もう一つの文献（2002年）は、上記の報告での実験室内接種試験において病理組織学的検査を実施したもので、本製剤の接種によりファブリキウス囊に高度の萎縮又は水腫が認められたため、本製剤はファブリキウス囊に障害を起こし、また、同居鶏に水平感染を高頻度に起こすことが実証されたとしている。

本製剤については、肉用鶏での使用が大部分で、ワクチン接種の経済性から卵用鶏において本製剤を継続使用している農場は確認できていない。使用成績調査では、1農場ではあるが調査を実施した結果、特に安全性について問題は認められなかった。

3. 承認後の副作用報告（参照4、5、12~15）

安全性に関する調査が、調査期間中に、卵内接種では5施設（55,981羽）、皮下接種では12施設（154,355羽）において実施され、副作用は認められなかつたとされている。

また、本製剤を卵内又は皮下接種した肉用鶏で大腸菌症による死亡が増加した症例（2002年10~12月）について、薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の4の2に基づき農林水産大臣に報告されたが、本製剤との因果関係は否定できないものの、他の要因の関与も除外できないと判断された。なお、その後同様の事例は認められていない。

III. 再審査に係る食品健康影響評価

上記のとおり、再審査期間中に調査施設において認められた新たな副作用として、本製剤を卵内又は皮下接種した肉用鶏で大腸菌症による死亡が増加した症例が1件報告された。この死亡については、本製剤との因果関係は否定できないが、本製剤以外の要因の関与も除外できないと判断された。その後、同様の事例が認められていないことから本報告は安全性に懸念はないと判断された。また、卵用鶏における本製剤の安全性に言及した研究報告が2例あるものの、本製剤は大部分において肉用鶏に用いられるもので卵用鶏に本製剤を継続使用する農場は確認されず、使用成績調査でも特に安全性について問題は認められなかつたとされている。したがって、提出された資料の範囲において、調査期間に本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告はないと考えられた。

IBDについては人獣共通感染症とみなされていない。本製剤に含まれている添加剤については、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。また、抗伝染性ファブリキウス囊病ウイルス（I型）鶏血清については、SPF鶏由来の血清であることが確認されており、本血清を鶏に接種することでヒトに対する安全性には問題はないと考えられる。

以上より、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

〈別紙：検査値等略称〉

略称	名称
ADI	一日摂取許容量
EID ₅₀	50 %発育鶏卵感染量
JECFA	FAO/WHO 合同食品添加物専門会議
MTDI	最大耐容一日摂取量

〈参考〉

1. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書：バーサ・BDA（卵内接種）（未公表）
2. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書：バーサ・BDA（頸部皮下接種）（未公表）
3. 山口剛士. “伝染性ファブリキウス囊病”、動物の感染症. 小沼操、明石博臣、菊池直哉、澤田拓士、杉本千尋、宝達勉編. 第二版、近代出版、2006年、p 208
4. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書 バーサ・BDA（卵内接種）添付資料：使用成績等の調査概要（未公表）
5. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書：バーサ・BDA（頸部皮下接種）添付資料：使用成績等の調査概要（未公表）
6. 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について（平成20年6月5日付 府食619号）：トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリスReo 1133）の再審査に係る食品健康影響評価について、2008年
7. 食品安全委員会. 食品健康影響評価の結果の通知について（平成20年6月5日付 府食621号）：マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85株)生ワクチン（ノビリスMG 6/85）の再審査に係る食品健康影響評価について、2008年
8. 食品安全委員会. 15 消安第6562号に係る食品健康影響評価の結果の通知について（平成16年3月25日付 府食358号の1(別添)）：鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の食品健康影響評価について、2004年
9. 食品添加物公定書解説書. 谷村顕雄、棚元憲一監修. 第8版、廣川書店、2007年
10. JECFA. "Amino acids and related substances", Evaluation of certain food additives, 2005, p98~105, WHO Technical Report Series, No.928
11. JECFA. "Phosphate and polyphosphates", Evaluation of certain food additives and contaminants, 1982, p25,47, WHO Technical Report Series, No.683
12. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書・バーサ・BDA（卵内接種）添付資料：効能又は効果及び安全性についての資料（未公表）
13. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書 バーサ・BDA（頸部皮下接種）添付資料：効能又は効果及び安全性についての資料（未公表）
14. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書 バーサ・BDA（卵内接種）添付資料：使用成績に関する資料（未公表）
15. ベーリンガーイングルハイムベトメディカジャパン株式会社. 動物用医薬品再審査申請書 バーサ・BDA（頸部皮下接種）添付資料：使用成績に関する資料（未公表）